

令和8年第35回

美幌町農業委員会総会議事録

令和8年2月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和8年2月25日(水) 午後1時30分から午後2時1分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

	1番	中川誓子君		2番	坂本和裕君
農地部会長	3番	梅津幸一君		4番	佃徹君
	5番	佐藤章平君		6番	木村勝彦君
	7番	中村寿恵子君		8番	鳥井隆君
	9番	小泉豊和君	農地副部会長	10番	武田透君
	11番	田村秀司君		13番	安藤良司君
	14番	鎌仲照幸君		15番	高崎利彦君
振興副部会長	16番	山岸洋文君		17番	酒井祐二君
職務代理	19番	日並洋君	会長	20番	千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	佐久間大樹君	主査	山内慶治君
主事	龍瀧宗良君	臨時筆生	寺田裕子君

議 事 日 程

令和8年第35回 美幌町農業委員会総会
令和8年2月25日 午後1時30分開会

- | | | |
|----------|-----------|--|
| 日 程 第 1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日 程 第 2 | | 諸般の報告について |
| 日 程 第 3 | | 会期の決定について |
| 日 程 第 4 | | 会務報告について |
| 日 程 第 5 | 報告第 67 号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日 程 第 6 | 報告第 68 号 | 農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の変更について |
| 日 程 第 7 | 議案第 134 号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日 程 第 8 | 議案第 135 号 | 農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について |
| 日 程 第 9 | 議案第 136 号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日 程 第 10 | 議案第 137 号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日 程 第 11 | 協議第 21 号 | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について |

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和8年第35回 美幌町農業委員会総会を開会いたします。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長をお願いいたします。
議 長	これより議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名をいたします。議事録署名委員は議席番号4番 佃委員、同じく議席番号5番 佐藤委員を指名いたします。なお、本日の総会書記には事務局職員の山内主査、龍瀧主事を指名いたします。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案4件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号12番 川原委員、議席番号18番 小林委員、本日欠席の旨、届出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定をいたします。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認をすることに決定をいたします。
議 長	日程第5、報告第67号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題といたします。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案3ページの3法人でございます。 【 議案に基づき説明 】
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第67号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定をいたします。

議 長	<p>日程第6、報告第68号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の変更について」を議題といたします。 内容番号4号から7号は関連がございますので一括上程をいたします。</p>
事 務 局	<p>これからご説明申し上げます案件はすでに定められている農用地利用集積等促進計画について真にやむを得ない事情が生じた場合は当事者並びに町が協議して変更ができることから、その旨を報告し承認を頂くものでございます。それでは内容番号4号から7号についてご説明いたします。令和7年11月10日付、美幌町告示第82号により決定された農用地利用集積等促進計画について令和8年2月25日に変更協議が整うものでございます。内容番号4号 利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号5号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号6号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号7号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。本変更は農業者年金における特例付加年金の受給要件を満たすため、貸付期間を現行の5年間から10年間へ延長するものでございます。以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号4号から7号は承認することにいたします。報告第68号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の変更について」は承認することに決定をいたします。</p>
議 長	<p>日程第7、議案第134号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 内容番号49号から50号は関連がございますので一括上程をいたします。</p>
事 務 局	<p>内容番号49号から50号についてご説明いたします。本件は農地法第3条で賃貸していた農地について賃貸人が北海道農業公社に売買するため、合意解約するものでございます。内容番号49号 賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は野崎〇〇番〇内他計4筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号50号 賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は野崎〇〇番〇内他計4筆、面積は合計〇〇㎡でございます。契約期間は令和6年1月25日から令和11年1月24日までの5年間、合意解約年月日は令和8年2月1日、土地引渡日は令和8年2月1日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号49号から50号は適当と認めます。 議案第134号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定をいたします。</p>

議 長 日程第8、議案第135号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。
内容番号257号。

事 務 局 議案第135号 農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についてご説明いたします。農用地利用集積等促進計画の内容につきましては売買が1件、賃貸が12件となっております。それでは内容番号257号についてご説明いたします。参考資料は2ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は野崎〇〇番〇他計2筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和8年3月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

13 番 内容番号257号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんと〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号257号は適当と認めます。
内容番号258号から259号は関連がございますので一括上程をいたします。

事 務 局 内容番号258号から259号についてご説明いたします。参考資料は3ページをご覧ください。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号258号 利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん他2名、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号259号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号258号及び259号に係る土地の所在地は美禽〇〇番〇他計7筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案16ページをご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和8年3月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

4 番 内容番号258号から259号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で畑作4品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号258号から259号は適当と認めます。
内容番号260号から261号は関連がございますので一括上程をいたします。

事 務 局 内容番号260号から261号についてご説明いたします。参考資料は4ページをご覧ください。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号260号 利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん他1名、農地中間管理事業を行う者は札幌

市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号261号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号260号及び261号に係る土地の所在地は豊岡〇〇番〇内、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、認可公告日は令和8年3月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

9 番 内容番号260号から261号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で畑作4品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号260号から261号は適当と認めます。
内容番号262号から264号は関連がございますので一括上程をいたします。

事 務 局 内容番号262号から264号についてご説明いたします。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号262号 参考資料は5ページをご覧ください。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん他2名、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、土地の所在地は瑞治〇〇番〇他計8筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案16ページをご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和8年3月10日でございます。内容番号263号 参考資料は5ページの赤枠をご覧ください。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は瑞治〇〇番〇他計6筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和8年3月10日でございます。内容番号264号 参考資料は5ページの黄枠をご覧ください。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は瑞治の〇〇さんでございます。土地の所在地は瑞治〇〇番〇内他計2筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和8年3月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

16 番 内容番号262号から264号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付案件で双方の意向を確認したところ同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で畑作4品、人参を作付けし、〇〇さんは家族2人で畑作4品を作付けし、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号262号から264号は適当と認めます。
内容番号265号から267号は関連がございますので一括上程をいたします。なお、内容番号267号につきましては〇〇委員が法人の代表者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願いいたします。

(〇〇委員 退席)

事務局

内容番号265号から267号についてご説明いたします。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号265号 参考資料は6ページをご覧ください。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、土地の所在地は田中〇〇番〇内他計11筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案17ページをご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和8年3月10日でございます。内容番号266号 参考資料は6ページの赤枠をご覧ください。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は田中〇〇番〇内他計7筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案17ページをご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和8年3月10日でございます。内容番号267号 参考資料は6ページの黄枠をご覧ください。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は田中の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さんでございます。土地の所在地は田中〇〇番〇内他計4筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和8年3月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

19番

内容番号265号から267号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは小麦、豆類、甜菜、人参を作付けし、〇〇さんは法人化され、畑作4品、人参を作付けし、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号265号から267号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議長

内容番号268号から269号は関連がございますので一括上程をいたします。

事務局

内容番号268号から269号についてご説明いたします。参考資料は7ページをご覧ください。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号268号 利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号269号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さんでございます。内容番号268号及び269号に係る土地の所在地は福住〇〇番〇他計27筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案17ページから18ページをご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和8年3月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

10番

内容番号268号から269号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは法人化され、畑作3品、玉葱等を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号268号から269号は適当と認めます。 議案第135号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」は承認することに決定をいたします。
議長	日程第9、議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 内容番号88号。
事務局	今月の案件は全1件で内容につきましては売買が1件でございます。それでは内容番号88号についてご説明いたします。参考資料は9ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。譲渡人は北見市の北海道財務局北見出張所、譲受人は〇〇の株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんでございます。土地の所在地は田中〇〇番、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、権利の種別は所有権でございます。参考資料10ページの調査表にあるとおり、取得後、全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
3番	内容番号88号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は北海道財務局が所有する農地を〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは法人化され、畑作3品、玉葱、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを昨年10月28日、日並委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号88号は適当と認めます。 議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定をいたします。
議長	日程第10、議案第137号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。 内容番号24号。
事務局	内容番号24号についてご説明いたします。参考資料12ページをご覧ください。本件は農家住宅建築のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は豊幌の〇〇さん、土地の所在地は豊幌〇〇番〇内、面積は〇〇㎡、農地区分は都市計画区域外の第2種農地でございます。転用目的は農家住宅建築、計画の概要は住宅面積が〇〇㎡、通路等〇〇㎡、工事期間は許可日から令和8年12月末日となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
14番	内容番号24号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は既存住宅が手狭になっているため、住宅を新築するものです。申請地はほかの農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみて、やむを得ないものであると1月22日、川原委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)

議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号24号は適当と認めます。 議案第137号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定をいたします。</p>
議 長	<p>日程第11、協議第21号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題といたします。</p>
事 務 局	<p>協議第21号についてご説明いたします。本件は2月16日付で美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において同計画の変更を行うため意見を求められたもので農用地区域からの除外が1件でございます。なお、この案件は先日総会にも付議しましたが申請者より申請面積の変更の申し出があったため、再度、意見を求められたものとなっております。それでは除外の内容番号15号についてご説明いたします。参考資料は12ページをご覧ください。本件は先の議案第137号 農地法第4条許可申請の内容番号24号でご審議いただいた案件でございます。申請者は豊幌の〇〇さん、土地の所在地は豊幌〇〇番〇内、面積は〇〇㎡で申請理由は農家住宅建築のためでございます。今後の予定ですが、本総会后に町に意見書を提出します。町は北海道に通達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、協議第21号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定をいたします。</p>
議 長	<p>以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして第35回美幌町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。</p>

閉会 午後2時1分

令和8年2月25日開催の第35回 美幌町農業委員会総会議事録については、その事実と相違ないことを認め、美幌町農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により署名する。

議 長

署名委員

署名委員